○農林水産省告示第六百八号

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）第四条第一項の表第五号から第七号まで及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）第八条第五号から第七号までの規定に基づき、同項の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を次のように定める。

平成二十三年三月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条第一項の表第五号及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第八条第五号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

1　沿岸漁業従事者等（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第三条第一項の沿岸漁業従事者等をいう。以下同じ。）が養殖技術を導入しようとする水域において、当該養殖技術の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

2　沿岸漁業従事者等が養殖技術を導入しようとする水域において、当該養殖技術の導入に係る普及度が十分でないこと。

3　沿岸漁業従事者等が行おうとする養殖技術の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。

4　沿岸漁業従事者等が導入しようとする養殖技術に関する大学その他の研究機関における基礎研究又は応用研究の成果が明らかであること。

5　沿岸漁業従事者等が導入しようとする養殖技術について、現地において実証試験が既に行われていること。

二　令第四条第一項の表第五号及び規則第八条第五号の農林水産大臣が定める種類は、次のとおりとする。

区分	種類
魚類	あいご、あいなめ、あなご、あまだい、あゆ、いさき、いしだい、うなぎ、かれい、きす、さより、すずき、てらぴあ、どじょう、なまず、にべ、とらふぐ、はぜ、はたはた、はまふえふき、ひらめ、ぶだい、べら、ぺりやじ、ぼら、まぐろ、めじな、あじ類、かさご類、きゅうりうお類、こい類、さけ類、たい類、はぎ類、はた類
貝類	あかがい、あさり、あわび、いがい、かき、さざえ、さるぼう、しじみ、真珠母貝、たにし、とこぶし、とりがい、ばい、はまぐり、ほっきがい、みるくい、いたやがい類
藻類	あらめ、いぎす、くびれずた、こんぶ、のり、ひじき、ふのり、ひとえぐさ、まつも、もずく、わかめ
甲殻類	いせえび、がざみ、けがに、しゃこ、ずわいがに、てながえび、ほっかいえび、もくずがに、ぬかえび、くるまえび類
頭足類	いか、たこ
その他	いわむし、うに、えらこ、ごかい、すっぽん、なまこ、ほや

三　令第四条第一項の表第五号及び規則第八条第五号の農林水産大臣が定める養殖技術は、次のとおりとする。

1　沖合養殖技術

2　沈下式又は浮沈式のいけすによる養殖技術

3　移動式のいけすを用いて行う小割り式養殖に係る養殖技術

4　淡水魚の海水馴化に係る養殖技術

5　養魚用水の循環利用による養殖技術

6　太陽熱又は廃熱を利用した省燃料化のための養殖技術

7　調餌廃液処理施設等を用いて汚濁防止を行う養殖に係る養殖技術

四　令第四条第一項の表第六号及び規則第八条第六号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

1　沿岸漁業従事者等が、水産資源の適正な管理を目的として、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第十三条第一項の認定を受けた資源管理協定、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の二第一項の認可を受けた資源管理規程若しくは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた協定又はこれらに準ずる取決めであって次に掲げる事項を定めたものに基づいて、水産資源の管理のための措置を行おうとする水域において、水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。以下この号において同じ。）を行うこと。

(1)　管理の対象となる漁場並びに水産資源及び漁業の種類

(2)　水産資源の管理の方法

(3)　有効期間

(4)　違反した場合の措置

(5)　その他必要な事項

2　沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

3　沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入に係る普及度が十分でないこと。

4　沿岸漁業従事者等が行おうとする漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。

五　令第四条第一項の表第七号及び規則第八条第七号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

1　沿岸漁業従事者等が、養殖漁場の環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を目的として、養殖密度の適正化、投餌の内容、量及び方法の改善並びに薬品及び漁網防汚剤の使用の適正化のため、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第四条第一項の認定を受けた漁場改善計画又はこれに準ずる取決めであって次に掲げる事項を定めたものに基づいて、養殖漁場の改善のための措置を行おうとする水域において、養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うこと。

(1)　改善の対象となる養殖漁場及び養殖魚の種類

(2)　養殖漁場の改善の方法

(3)　有効期間

(4)　違反した場合の措置

(5)　その他必要な事項

2　沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

3　沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入に係る普及度が十分でないこと。

4　沿岸漁業従事者等が行おうとする漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。